

はなまる大産業まつり出展支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎技術開発振興協会（以下「協会」という。）が行うはなまる大産業まつり出展支援事業の実施における必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 中小企業者（個人事業者を含む）で構成する団体に対し、はなまる大産業まつり出展に対する助成を行うことにより地域活性化に貢献し、柏崎地域工業界の認知度を高めることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 中小企業者（個人事業者を含む）で、柏崎市内に事業所を有し、柏崎商工会議所機械金属工業部会または一般工業部会のいずれかに所属する事業者10社以上で構成する団体とする。

(助成対象事業)

第4条 本事業の対象は、はなまる大産業まつりとする。

(助成対象経費)

第5条 本事業で助成対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(助成金額等)

第6条 本事業の助成金（以下「助成金」という。）の額は、別表2のとおりとし、本事業の予算の範囲内で交付するものとする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請団体」という。）の各交付申請額の総額が当該年度の協会の本事業に係る予算額を超える場合は、各申請者の交付申請額の比率により、予算額を案分した額を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 申請団体は、11月15日までにはなまる大産業まつり出展支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）及びはなまる大産業まつり出展支援事業成果状況報告書（別記第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

(交付決定および交付額の確定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定すると共に、その額を確定し、はなまる大産業まつり出展支援事業助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により申請団体に通知し、助成金を交付するものとする。

2 本事業の助成金交付を受ける助成対象者は、出展後3年間は、理事長から成果状況について調査要請があった場合、状況報告を行うこととする。

(助成金の経理)

第9条 出展に係る収支を明らかにした帳簿や証拠書類等は、出展終了後から5年間、保管及び整理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 5 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 5 条関係)

助成対象経費
出展料、コンテンツ制作費、ブース装飾費

別表 2 (第 6 条関係)

助成率	限度額
3/4	25 万円